

LINE 法人向けサービス「LINE ポイントコード」個別約款

第1条（約款の適用）

1. LINE 法人向けサービス「LINE ポイントコード」個別約款（以下「個別約款」といいます。）は、LINE 株式会社（以下「当社」といいます。）が契約者に提供する「LINE ポイントコード」サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。
2. 個別約款は、「LINE 法人向けサービス基本約款」（以下「基本約款」といいます。）とあわせて適用され、基本約款と個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されます。

第2条（定義）

個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、定義されない用語は、基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「アクティベート日」とは、LINE ポイントコードの発行後、LINE ポイントコードが利用可能な状態となる日として買主が別途指定する日をいう。
- (2) 「LINE ポイント」とは、当社が運営する LINE ポイントサービスにおいて、当該サービスの利用者に対して当社が付与するポイントをいいます。
- (3) 「LINE ポイントコード」とは、当社が発行する記号と数字との組み合わせによる固有の番号であって、LINE ポイントとの交換が可能な PIN コードをいいます。
- (4) 「利用者」とは、LINE ポイントコードを使用して、LINE ポイントコードと LINE ポイントの交換を行う LINE ポイントサービスのユーザー（潜在的なユーザーを含みます。）をいいます。

第3条（契約の成立）

1. 契約者は、当社に対して、当社が別途指定する様式により、本サービスに申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込みを承諾する場合は、承諾する旨を契約者に通知するものとし、当該通知が契約者に発信された時に、本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）は成立します。なお、当社は、当該通知を第4条第1項に基づく請求書の発送に代えることができます。

第4条（代金の支払い）

1. 当社は、第3条第1項に基づく本サービスへの申込みを受領し、当該申込みを承諾した場合は、契約者に対して請求書を発送する方法にて、LINE ポイントコードの代金を請求するものとします。
2. 契約者は、当社に対して、前項に基づく請求書に記載された金額を、あらかじめ当社が指定した時期及び方法にて、支払うものとします。なお、当該支払いに要する手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、理由の如何を問わず、前項に基づき当社に支払った代金が一切返還されないこと

を、あらかじめ承諾します。

第5条 (LINE ポイントコードの発行)

1. 当社は、当社が別途指定した時期において、契約者に対し、LINE ポイントコードを発行します。
2. 当社は、契約者に対し、テキストファイル形式 (.txt) にて、第3条第1項の申込時に指定された電子メールアドレス（以下「本件電子メールアドレス」といいます。）に送信する方法にて、LINE ポイントコードを送信するものとします。
3. 当社は、契約者に対し、本件電子メールアドレスに送信する方法にて、当該テキストファイルに係るパスワード（以下「本件パスワード」といいます。）を送信するものとします。これと同時に、当社は、契約者に対し、LINE ポイントコードの到着予定日（以下、単に「到着予定日」といいます。）を通知します。
4. 前二項に定める LINE ポイントコード及び本件パスワードの送信完了をもって、LINE ポイントコードの発行の完了とします（以下、納品が完了した日を「納品日」といいます。）。
5. 契約者は、当社に対し、到着予定日から7日以内に、LINE ポイントコードの受領通知又は不着通知を行うものとします。到着予定日から7日が経過するまでにいずれの通知も当社に到達しない場合、LINE ポイントコードの発行が完了したものとみなします。

第6条 (LINE ポイントコードの配布・利用)

1. 契約者は、利用者に対し、次の各号に該当する形式にて、LINE ポイントコードを配布することができません。但し、当社が承諾した場合はこの限りではありません。
 - (1) 利用者への販売その他有償での LINE ポイントコードの配布
 - (2) 利用者を除く第三者への LINE ポイントコードの譲渡（有償、無償を問わない。）
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法、資金決済に関する法律その他の法令に反する LINE ポイントコードの配布
2. 前項第2号の定めにかかわらず、契約者は、当社があらかじめ承諾した代理店その他第三者（以下「代理店等」といいます。）を通じて、利用者に対し、LINE ポイントコードを配布することができます。この場合、契約者は、代理店等に対し、自らが本契約において負うのと同様の義務と責任を課すものとします。契約者は、代理店等が当社に対して損害を与えた場合、代理店等と連帯して当社に対して責任を負うものとします。
3. LINE ポイントコードの利用期限は、アクティベート日から2年とします。当該利用期限を経過した LINE ポイントコードは、LINE ポイントへの交換ができずに失効します。当社は、当該失効について、第4条に基づき受領した対価の返還その他の金銭填補を行いません。
4. 契約者は、LINE ポイントコードを配布した利用者に対して、LINE ポイントコードから LINE ポイントへの交換方法、LINE ポイント利用規約に基づく LINE ポイントの利用方法その他当社が指定する告知を行うものとします。

第7条 (LINE ポイントコード等の滅失)

1. 納品日前までに生じた LINE ポイントコード又は本件パスワードの滅失は、契約者の責めに

帰すべき事由に基づく場合を除き、当社が負担するものとします。当社は、かかる場合、当社の責任と費用の負担において、LINE ポイントコード又は本件パスワードの再発行その他当社が指定する措置を行うものとします。

2. 納品日以降（納品日当日を含みます。）に生じた LINE ポイントコード又は本件パスワードの滅失は、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、契約者が負担するものとします。

2017年3月1日制定

2018年11月7日一部改訂